

航空機関連特別展示出展者募集要領

平成30年4月2日
(公財) 新産業創造研究機構

この要領は、(公財) 新産業創造研究機構 (以下「財団」という。) が実施する国際フロンティア産業メッセ (以下「メッセ」という。) における航空機関連特別展示について定める。

1 募集企業数 (小間数・出展面積)

20社程度 (A20小間=180㎡)

2 出展経費負担

- (1) 小間料は無料 (財団が負担)
- (2) 自社装飾経費のみ実費負担 (共通装飾は財団が負担)
- (3) 運搬費は財団負担 (ただし、108千円を限度とする)

3 出展企業要件

- (1) 又は(2)と(3)、(4)、(5)のすべての要件を満たす企業であること。
- (1) 兵庫県内に本社若しくは事業所がある企業で、3年以内に航空機関連の製品等の生産または試作機の改良等に伴い正規職員の雇用増加が見込まれる企業。
- (2) 兵庫県内の次世代産業分野の企業との取引が期待される企業。
- (3) 平成30年9月6日及び7日開催の国際フロンティア産業メッセに出展が可能であり、展示面積が概ねA小間 (9㎡) 以内となる航空機関連の製品または試作機等を出展できること。
- (4) 上記展示会に出展後約3年間、財団の調査に協力できること。
- (5) 別記の要件を満たすこと。

4 出展申込み等の方法

- (1) 出展申込み
別添様式1により、財団へ提出する。
- (2) 運送費
別添様式2により、財団へ提出する。

5 選定

上記要件をもとに、申込多数の場合は選考を行い決定する。

6 出展申込み等の期限

- (1) 出展申込み
平成30年5月31日 (木)
- (2) 運送費負担申込み期限
平成30年9月5日 (水) までに見積書を添えて提出すること。

別記

3 (5)の要件は以下のとおりである。

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ② 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以上または、出展申込み日後、メッセ開催日までの間に不正受給をした事業主でないこと。
- ③ 労働保険料を滞納している事業主でないこと（出展申込みした年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと）。
- ④ 出展申込み日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っている事業主でないこと。
- ⑤ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。
- ⑥ 暴力団と関わりのある事業主でないこと。